

いわて産業人材奨学金返還支援制度のご案内

～「いわて」での就業・居住を希望する皆様へ～

最大250万円

奨学金返還を助成します！

岩手県では将来のものづくり産業を担うリーダーとなる人材の確保・定着を促進するため、学生が大学等を卒業後、又は既卒者がU・ターンし、県内企業に一定期間就業した場合に奨学金の返還支援を行います。
※制度の詳細についてはHPをご確認ください。

次のいずれにも該当する方を応募対象者とします。

- 1 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金(無利子)及び第二種奨学金(有利子)の貸与を受けており、将来返還予定であるか又は返還中であること。
- 2 応募の時点で、次に掲げるいずれかの方。
 - (1) 理工系、すなわち、工学研究科、理学研究科、農学研究科、薬学研究科、情報学研究科(これらに相当する研究科を含む。)の学位を取得予定又は取得済みの方
 - (2) (1)の他、提出書類において専攻内容、業務内容を考慮し対象と認められる方
- 3 応募の時点で、次に掲げるいずれかの方。

区分	在籍する大学等	申請可能な学年等
学生	大学院の修士課程	1年生以上
	大学(6年制。薬学部又はこれに該当する学部のみ。)	5年生以上
	大学	3年生以上
	高等専門学校(専攻科を含む。)	4年生以上
既卒者	上記の大学等を卒業し、県外で就業している35歳未満の方(平成30年4月1日時点)で、平成30年度までに県内のものづくり事業所において就業し、かつ居住する意向を有すること。	

- 4 岩手県内の次の対象分野・業種の企業(ものづくり企業)への就業を希望する方。

＜対象分野＞

自動車、半導体、医療・福祉機器、航空機、ロボット、加速器、環境・エネルギー、ソフトウェア開発

※ これらの分野の企業との取引がある場合も対象となります。

＜対象業種＞

プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、情報サービス業
※ 「対象企業一覧」はHPで公開されております。

- 5 岩手県内に定住することを希望する方。

応募対象者

応募人員 50名

応募期限 平成30年1月31日(水)

認定要件

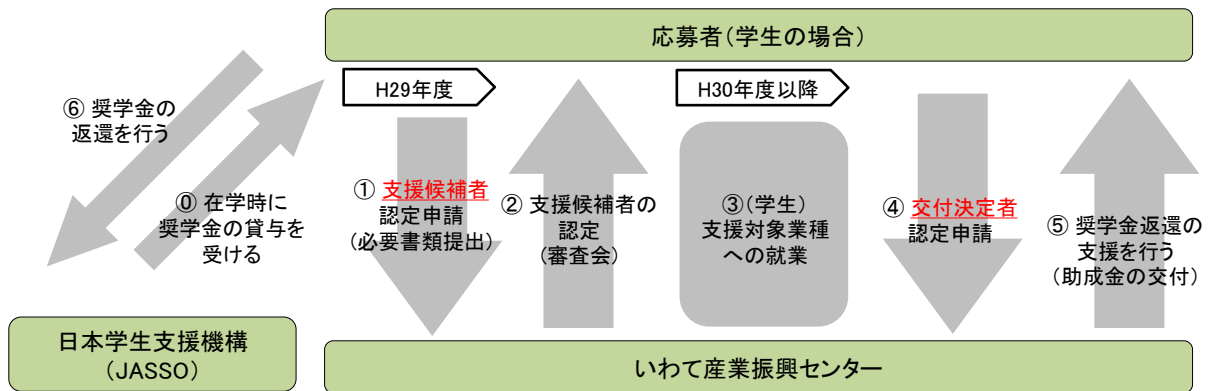
(学生) 大学等を卒業後に岩手県内のものづくり企業に正規雇用により就業し、8年間継続して勤務する見込みであること。勤務場所は県内の事業所とし、県内に定住する見込みであること。
(既卒者) 認定申請日において既に大学等を卒業し、県外において就業している者で、認定申請後に岩手県内のものづくり企業に正規雇用により就業し、8年間継続して勤務する見込みであること。(勤務場所、定住要件は学生と同じ。)

助成内容

区分		助成率	基準額
登録企業に就業する場合	大学院を修了した者で大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていたもの (6年制大学を卒業した者も含む。)	1/2	2,500千円
	大学を卒業した者 (高等専門学校の専攻科を修了した者も含む。)		1,500千円
	大学院を修了した者で大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていたもの		1,000千円
	高等専門学校を卒業した者		700千円
一般企業(登録企業以外の対象企業)に就業する場合	大学院を修了した者で大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていたもの (6年制大学を卒業した者も含む。)	1/3	1,670千円
	大学を卒業した者 (高等専門学校の専攻科を修了した者も含む。)		1,000千円
	大学院を修了した者で大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていたもの		670千円
	高等専門学校を卒業した者		470千円

- ◎ 助成期間は、原則、岩手県内のものづくり企業へ就業した日の属する年度から8年度間とします。
- ◎ 「返還予定の奨学金に助成率を乗じた額」と「基準額」の低い方が「交付される助成金額」となります。
- ◎ 「登録企業」とは対象企業のうち寄付を頂いた企業をいいます。
※企業の詳細についてはHPをご確認ください。

認定申請から助成金交付まで



－ 支援候補者と交付決定者の違いとは？ －

「支援候補者」とは県内企業に就業前であり、かつ、「いわて産業人材」に認定された状態をさします。県内のものづくり企業へ就業し、かつ、県内に居住することで、正式に「交付決定者」となります。

次に掲げる書類を応募期間内に郵送により下記応募先へ提出していただきます。

- 1 いわて産業人材認定申請書
- 2 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- 3 履歴書
- 4 要件調査に係る同意書
- 5 大学等の在学証明書又は卒業証明書
- 6 学習・業務内容確認書

※ 提出書類の様式はHPよりダウンロードできます

(応募先) 公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡2-4-26

問合せ先

岩手県 商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室 TEL: 019-629-5551 MAIL: AB0005@pref.iwate.jp
 公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部 TEL: 019-631-3824 MAIL: joho@joho-iwate.or.jp

「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の詳細は下記HPをご確認ください。
 URL: <http://www.joho-iwate.or.jp/mysite3/index.html>

